

◎新潟県告示第104号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市中条字南畑丁2820の2、松之山天水越字滝ノ前4937の6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅